

## 出席（登校）停止について(通知)

お子さんは学校保健安全法に定められた感染症により出席停止となります。学校では、生徒が感染症にかかっている場合やかかっている疑いがある場合は、本人の休養と他の生徒への感染や流行を防ぐため、学校保健安全法第19条により、出席停止の取り扱いをいたします。この期間は欠席扱いとはなりません。

必ず医師の診断及び治療を受け、下記「**感染症診断通知書**」に必要事項を記入・押印していただき、登校する際にお子さんを通じて学校に提出してください。

- ※ 医療機関によっては、下記「診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきください。
- ※ インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、感染症診断通知書は不要です。その代わりとして、別紙「療養解除届」を保護者等様より記入していただき、学校に提出してください。

病 名	出席（登校）停止の期間（基準）
	下記の第2種学校感染症は、表の基準の他、症状により医師から感染のおそれがないと認められたときは、登校可能。
1 インフルエンザ ( <del>新型インフルエンザを含む</del> )	<del>発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（ただし幼稚園に通う幼児においては3日）を経過するまで。</del>
2 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
3 麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
5 風疹	発疹が消失するまで。
6 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
7 咽頭結膜熱 アデノウイルス感染症	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
8 新型コロナウイルス感染症	<del>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。</del>
9 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで
10 その他感染症	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

## 専門医様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者又は生徒に「出席（登校）してもよい」旨の指導をし、下記通知書によりお知らせくださいようお願いいたします。

-----き り と り-----

## 感染症診断通知書

学年・組・氏名	年 組 氏名
---------	--------

病 名 : \_\_\_\_\_ 診断日 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の生徒の疾病は治癒し、又は他の生徒に感染するおそれがないと認められますので通知します。

出席（登校）してもよいと認められる日	_____ 月 _____ 日 から
--------------------	--------------------